

平成28年度第2回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成28年5月11日(水) 午後2時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2.3会議室

3. 出席委員 会長 23番 藪田 幸雄  
会長職務代理者 24番 田中喜一郎 25番 田中 洋司  
委員 1番 竹内 明子 2番 岡田 孝明  
3番 多内 茂 4番 横山 和男  
6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎  
8番 東口 守夫 11番 橋本金次郎  
12番 木下祐一郎 13番 山崎 儀章  
15番 古井 淳二 16番 田中 正則  
17番 鎌谷 一也 18番 谷口與理幸  
19番 木原君太郎 20番 有岡 正裕  
21番 安藤 博子 22番 澤田 俊雄

4. 欠席委員 2名 5番 岡本 達眞 14番 岩見 正明

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名 6番 勝原貴美恵 7番 宮本彰太郎
- 第2 報告事項 農地法第3条の3第1項の届出書について  
農地法第18条第6項の規定による通知書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 議案第2号 非農地証明について
- 第5 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について
- 第7 その他

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者は、2名です。  
出席者数 21名です。定足数に達していますので、平成 28 年度第 2 回八頭町農業委員会を始めたいと思います。

議長（会長）

（あいさつ）  
日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、6 番 勝原貴美恵委員、7 番 宮本彰太郎委員にお願いします。  
次に日程第 2、報告事項ですが、私からはありません。  
委員さんで報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

それでは、報告を 2 件させていただきます。資料をご覧ください。  
報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。  
今月は 4 件です。記載事項がもれなく記載されており問題なしということで受理しました。  
報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 9 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長）

続きまして、日程第 3 議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして審議を行います。  
本案件に関係される委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

（関係委員退席）

議長（会長）

それでは、議案第 1 号 受付番号 1-1 について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請審議の件。受付番号 1-1 について説明します。

土地の所在地 郡家地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積  
721㎡です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという  
ことで話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラ  
クター、耕運機、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通  
作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作され  
ていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行  
うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載さ  
れた本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行っ  
た結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の  
下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及  
び農地基本台帳で確認した結果、70 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申  
請地では、柿を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総  
合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第3条第2項第2号（農地所有適格法人要件）同第3  
号（信託の引受けの禁止）及び同第6号（転貸または質入れの禁止）  
については、審査対象外です。

議長（会長） この件につきましては、15番古井委員に事前調査をお願いしていま  
すので報告をお願いします。

古井委員 5月5日に譲受人に面会し現地確認を行いました。農地はきちんと  
管理されていて、いつでも作付けできる状態です。また、譲受人は研  
究熱心な農業家であり熱心に農業に取り組まれていますので、問題は  
ありません。

議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょ  
うか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。関係委員は入室

してください。

(関係委員入室)

議長 (会長) 続きます、受付番号 2-2 について、事務局より説明をお願いします。

事務局

受付番号 2-2 について説明します。

土地の所在地 郡家地内 2 筆 台帳地目 2 筆とも畑 現況地目 2 筆とも畑 面積 29 m<sup>2</sup>と 31 m<sup>2</sup> 合計 60 m<sup>2</sup>です。贈与による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという事で話がまとまったものです。

農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕運機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 30 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、77 アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜等を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農地所有適格法人要件) 同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。

議長 (会長) この件につきましては、22 番 澤田委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

澤田委員

5 月 4 日に譲受人宅を訪問しました。譲受人と譲渡人は親戚関係にあたります。農地は、現在も野菜が耕作されていますし、今後も譲受人が耕作していきたいとのこと。譲受人は稲作、野菜の耕作をされており農機具も保有されていますので、問題ないと考えます。

議長 (会長) この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 3-3 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号 3-3 について説明します。 土地の所在地 池田地内 1 筆 台帳地目 田、現況地目 田 面積 261 m <sup>2</sup> です。 売買による所有権移転です。理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するというところで話がまとまったものです。 農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、耕運機、田植機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。 農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。 次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、53 アールとなり問題ありません。最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。 なお、農地法第 3 条第 2 項第 2 号 (農地所有適格法人要件) 同第 3 号 (信託の引受けの禁止) 及び同第 6 号 (転貸または質入れの禁止) については、審査対象外です。
議長 (会長)	この件につきましては、4 番横山委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
横山委員	5 月 2 日に譲受人に面会をしました。規模拡大のため譲り受けとこのことです。譲渡人も現在は農業をできない状態にあるということで、他の人に耕作をお願いしたいと考えられているとのことでした。問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして、日程第4 議案第2号 非農地証明について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第2号 非農地証明について 農地法第2条第1項に規定する農地以外の土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。受付番号3-1について説明します。 土地の所在地 小別府地内 2筆。1筆は登記地目 畑 現況地目 原野 もう1筆は登記地目 田 現況地目 原野 面積 99㎡と267㎡、合計366㎡です。 場所につきましては、議案書の3から5ページに図面を付けています。理由につきましては、昭和60年月日不詳より用水路の漏水により耕作できなくなり、それ以降耕作しておらず、現在は原野化しているとのことです。 この農地は、農振農用地区域外の第2種農地であり、長期間耕作放棄されたため荒廃が進み農地への復旧が困難となっております。 現地確認を岩見委員、竹内委員、木下委員にお願いしました。
議長 (会長)	この件につきましては、14番岩見委員に事前調査をお願いしていましたが、欠席ですので12番木下委員に報告をお願いします。
木下委員	5月9日に申請人と竹内委員、岩見委員、事務局で現地確認を行いました。畦際には大木が生えていましたし、田の中も大きな雑木が生えていますので、農地へは戻らない状態です。非農地で問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきまして、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)
議長 (会長)	意見が無いようですので、受付番号3-1について申請どおり決定し

てよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 3-1 について申請どおり決定いたします。以上で議案第 2 号 非農地証明について審議を終わります。続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について  
八頭町長から平成 28 年 4 月 28 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
議案書の 6 から 13 ページをご覧ください。  
今月は通常の利用権設定が新規 26 件、更新 6 件で、面積は、田 86,752 m<sup>2</sup> 畑 13,707 m<sup>2</sup> 合計 100,459 m<sup>2</sup>です。  
中間管理事業分は、新規 1 件で、面積は、田 4,368 m<sup>2</sup>です。  
33 件すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

議長 (会長) 受付番号 57-1 から 71-15 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。

委員一同 (報告なし)

議長 (会長) 質問・意見はありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、受付番号 57-1 から 71-15 について申請どおり決定します。  
続きまして、受付番号 72-16 についてですが、本案件は、関係される委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退室)

- 議長（会長） それでは、受付番号 72-16 について審議を行います。意見・質問はありませんか。
- 有岡委員 この案件は、私が借受人にお願いをしたものです。土地所有者から、昨年まで耕作していた人が耕作できなくなったので、誰か探してほしいと相談を受けておりました。そこで借受人に無理を言ってお願いをした経緯がありますので、よろしくお願ひします。
- 議長（会長） その他、意見・質問ありますか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 72-16 については、申請どおり決定いたします。関係委員は入室してください。
- 委員一同 （関係委員入室）
- 議長（会長） 続きまして、受付番号 73-17 から 88-32、中間管理機構分 4-1 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
- 委員一同 （報告なし）
- 議長（会長） 質問・意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 73-17 から 88-32、中間管理機構分 4-1 について申請どおり決定します。  
以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定についての審議を終了いたします。  
続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案、整理



番号 4-1 について審議をしますが、本案件は関係される委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。

(関係委員退席)

議長 (会長) それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をします。八頭町長より平成 28 年 4 月 28 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 4-1 について説明します。

先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 4,368 m<sup>2</sup>を借受け希望のありました担い手 1 名へ配分するものです。

議長 (会長) この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、案どおり承認いたします。関係委員は入室してください。

(関係委員入室)

議長 (会長) 続きまして整理番号 5-2 について説明をお願いします。

事務局 整理番号 5-2 について説明します。この農地は鳥取県農業農村担い手育成機構から農事組合法人へ平成 27 年 1 月より配分されていた農地ですが、新規就農者の経営規模拡大に協力されるということで、この度解約され、改めて新規就農者の担い手 1 名へ配分されるものです。

議長 (会長) この件につきまして、質問意見ありませんか。

委員一同 (質疑なし)

議長 (会長) 意見が無いようですので、申請どおり承認してよろしいでしょうか。

委員一同 (異議なし)

議長 (会長) 異議なしということで、案どおり承認いたします。  
 以上で日程第6 議案第4号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。  
 続きまして、日程第7 その他について事務局よりお願いします。

事務局
 

- 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価について
- 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 4月審議の転用案件について
- 熊本地震義援金について
- 次回 委員会は、6月13日(月)午後1時30分から船岡地区公民館で行います。

 以上です。

議長 (会長) その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 (なし)

議長 (会長) ないようでしたら、鎌谷委員より報告があるとのことですので、鎌谷委員をお願いします。

鎌谷委員 実は5月31日付で辞任することとなりました。農業委員として8年務めさせていただきました。皆さんの協力のおかげでスムーズに活動できたのではないかと思います。辞任することで、地元の委員さん方には迷惑をおかけすると思いますが、よろしくお願いします。ありがとうございました。

事務局 船岡選挙区選出の委員さんは4名であり、その2/5が欠けると補欠選挙になりますが、この度は該当しません。ただ、担当区域の変更が必要となりますので、委員会終了後、担当地区について協議をさせていただきたいと思っておりますので、船岡地域の委員さんはお残り下さい。

議長 (会長) 以上で第2回農業委員会を終了します。

終了 (15時20分)